

1 審査会の結論

実施機関の行った不存在決定は、妥当と判断する。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成28年6月11日（平成28年6月13日受付）

請 求 内 容：市のホームページに公表されている平成27年度分の政務活動費の執行状況に記載の清風クラブ、心風会の自己負担している該当議員の支出の区分ごとの内訳を証明する金額明細の写しの公開を求める。（ただし、会派議員の調査研究（行政視察）費、研修（参加）費等、一括支払いの場合は参加議員数で等分すること）

実施機関の処分：平成28年8月16日付け名議第344号（不存在決定）

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、政務活動費について、市は、会派に対して、条例で定めた交付額を超えて過剰に交付することはなく、交付額以上の支出は会派が負担しているものであることから、市が管理するものではない。したがって、公文書公開請求で求められた公文書は不存在であるため、本審査請求は棄却されるべきであるというものである。

4 審査請求理由

実施機関は、市のホームページで公表している平成27年度分政務活動費執行状況において、会派議員の自己負担額に関し、清風クラブ143,190円、心風会22,292円、無会派21,574円と明記しているにもかかわらず、自己負担していることを証明する公文書の公開請求に対して、自己負担していることを証明する公文書は存在しないとして不存在決定をしている。市議会議長自ら、市民に説明責任を果たしていただきたいため、審査請求する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

当審査会が実施機関に聴取により事実確認を行ったところ、政務活動費交付金は、議員の行う政務活動の一部に充てることを目的として議会会派に対して交付されるものであることから、会派において交付金の額を超えて支出することを制限しているものではなく、また、交付金の額を超えたからといって追加支給されるものではない以上、交付金の支給の枠内において議長に収支報告書を求めているものであるから、それを超えて支出した金額である自己負担金は議長への報告の対象外であり、その部分に係る公文書は存在しないとの説明に矛盾はなく、したがって、審査会は、実施機関の不存在決定は妥当と判断する。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7月28日	諮問書受理
平成28年 8月29日	第70回名張市情報公開審査会 審査
平成28年11月17日	答申

7 審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委員	岩 崎 かほり	弁護士
委員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員
委員	桑 原 史 憲	西日本電信電話株式会社三重支店ビジネス営業部長